

社会福祉法人川口市社会福祉協議会 車いすステーション登録基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人川口市社会福祉協議会（以下「川口市社協」という。）車いすの貸出要領第6条第2項に基づき、車いすステーションの登録基準について、必要な事項を定めるものとする。

(車いすステーションの設置)

第2条 車いすステーションは、地域住民相互の支え合いを基調とし、地域福祉推進に対する理解のある市内の事業所等（以下「協力者」という。）に設置することができる。

2 車いすステーションの設置は、川口市社協が協力者に対し、車いすステーション設置依頼書により依頼するものとする。

3 協力者は、車いすステーション登録票の提出をもって設置を承諾したものとする。

4 川口市社協は、協力者が車いすステーションの設置承諾後に、協力者に対し車いすステーション運営に必要な資材を貸与するものとする。

5 協力者は、登録票に記載した内容に変更が生じた場合には、登録票に変更内容を記載し、提出するものとする。

6 協力者が車いすステーションを終了する場合は、会長に車いすステーション設置終了申出書を提出するものとする。

(協力者の協力事項)

第3条 協力者は、車いすの貸出及び返却の手続き並びに維持管理に協力するものとする。

2 協力者は、車いすを紛失または破損した場合に、速やかに川口市社協に報告するものとする。

(解除又は取り消し)

第4条 会長は、次の号のいずれかに該当する場合、協力者の登録を取り消すことができる。

(1) この基準に基づく規定に違反したとき

(2) 法令等に違反したとき

(3) 公序良俗に反する行為があったとき

(4) 人権侵害の事象があったとき

(5) 暴力的不法行為を行う組織であることが判明したとき

(6) その他、会長が登録を取り消すことが相当と認められたとき

(物品の返還)

第5条 車いすステーションの登録の終了又は解除並びに取り消しをするときは、協力者は川口市社協から貸与している資材を返還しなければならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年6月1日から実施する。

平成 年 月 日

車いすステーション設置依頼書

様

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会
会 長 名

社会福祉法人川口市社会福祉協議会 車いすステーション登録基準第2条第2項に基づき、車いすステーションの設置を次のとおり依頼します。

1 設置場所	〒 ー
2 設置開始時期	平成 年 月 日
3 備考	

※印欄には記載しないでください。

※ステーション番号

No.

車いすステーション登録票

平成 年 月 日

社会福祉法人川口市社会福祉協議会 会長 宛

次のとおり 新規登録 ・ 変更登録 をします。

名称	フリガナ	
代表者氏名	フリガナ	法人格の有無 無 ・ 有
連絡先	氏 名	フリガナ (代表者と同じ場合は記入不要)
	住 所	(〒 -)
	電 話	- -
	F A X	- -
	E メール	@
ホームページ	http://	
業種・内容等		
ステーション 受付時間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで	※ステーション休日：
ステーション 所在地	住所 (〒 -) (連絡先と同じ場合は記入不要)	

【※社協処理欄】

*伺い) 上記のとおり申し出があったため、車いすステーションの設置をしてよいか伺います。							収受印	ステーションNo.
事務局長	課 長	課長補佐	主 査	主 任	主 任	担 当		

※印欄には記載しないでください。

平成 年 月 日

車いすステーション設置終了申出書

社会福祉法人川口市社会福祉協議会 会長 宛

名称

住所（所在地）

連絡先（電話）

社会福祉法人川口市社会福祉協議会 車いすステーション登録基準第2条第6項により、次のとおり車いすステーションの設置を終了したいので申し出ます。

1 ステーション No.	
2 終了の理由	
3 備考	

【※社協処理欄】

*伺い) 上記のとおり申し出があったため、車いすステーションの設置を終了してよいか伺います。							収受印
事務局長	課長	課長補佐	主査	主任	主任	担当	

※印欄には記載しないでください。